

生（要経済支援世帯に限定）への自動車運転免許取得費助成などに活用されます。

本募金運動の一環として、県共同募金会では、今年度も「赤い羽根ピンバッジ」等による職域（職場）募金を実施します。運動期間内に施設、団体等において皆様にご協力いただき、500円以上募金された方に希望のピンバッジ1個又は「鬼滅の刃」クリアファイルを1枚進呈する予定です。

なお、各市町村共同募金委員会では、本年12月1日から12月31日まで、「地域歳末たすけあい運動」を実施します。それぞれの募金の使いみちや取組については、お住まいの市町村共同募金委員会（市町村社会福祉協議会内）までお問合せください。

赤い羽根ピンバッジ・3種類（予定）



※数に限りがあります。

「鬼滅の刃」クリアファイル



※数に限りがあります。

© 吾峠呼世晴 / 集英社・アニプレックス・ufotable

「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援全国キャンペーン」

（新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族等の支援活動）

助成応募期間の延長について

岩手県共同募金会では、本年5月から9月まで、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、地域で増加する子どもと家族、高齢者をめぐる生活課題の解決に取り組む活動への助成及び寄付金の募集を実施してきました。寄せられた寄付金を基に、5か月間で10団体に助成金1,686,000円の助成を行いました。応募期間を令和3年3月まで延長しますので、本助成制度を活用ください。

詳細は岩手県共同募金会にお問合せいただくか、岩手県共同募金会ホームページ（<http://www.akaihane-iwate.or.jp/>）をご覧ください。

助成の内容

1. 助成対象団体

子どもや家族に対する支援活動、こども食堂支援、一人暮らし高齢者への食の支援活動等を実施している民間非営利団体

2. 助成対象事業

- (1) 社会的に孤立することが懸念される子どもや家族、高齢者等を緊急的に支援する活動等
- (2) 支援活動の効果や緊急性が高く、活動に伴う経費の必要性が認められる事業
- (3) 営利を目的としない事業

3. 助成額

1団体当たりの助成上限額は30万円

岩手県歳末たすけあい運動が始まります

岩手県共同募金会では、県内の報道機関、岩手県社会福祉協議会及び本会を主唱団体とする「岩手県歳末たすけあい運動」を、本年12月1日から12月25日まで実施します。

この募金による寄付金は、県内の児童養護施設等に入所する児童への進学・就職支度金助成や、特別支援学校

各種貸付制度のご案内

● 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度

児童養護施設等の退所者及び入所者の円滑な自立を支援するため、資金の貸付を行います。

	家賃支援費	生活支援費	資格取得支援費
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託を解除された方（以下、児童養護施設退所者等）のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない状況で大学等に進学する方、又は在学している方（以下、進学者）</li> <li>② 児童養護施設退所者等のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない状況で就職している方（以下、就職者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 進学者</li> <li>② 就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消、休業等で収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方で、就職に必要な資格の取得を希望する方</li> <li>② 児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除後4年以内で、大学等に在学している方</li> </ul>
貸付期間	上記①は在学期間 上記②は退所又は委託解除後2年以内（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した就職者は3年に延長）	上記①は在学期間 上記②は6か月間	—
貸付額	1か月当たりの家賃相当額 ※居住地域における生活保護制度上の住宅扶助基準額の単身世帯の額を上限とする。	上記①は月額5万円（新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト収入等が減少し、経済的に厳しい状況にある場合は、在学期間のうち6か月間は月額8万円） 上記②は月額8万円	資格取得に必要な費用の実費（25万円以内）
返還の免除	就職した日から5年間（進学者は卒業後1年以内に就職し、かつ5年間引き続き業務に従事したとき）	進学者は、大学等を卒業後1年以内に就職し、かつ5年間引き続き業務に従事したとき	就職した日から2年間（大学等への在学者は卒業後1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き業務に従事したとき
募集受付	随時		

※各資金とも無利子で、原則として連帯保証人が必要

● ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立を支援するため、資金の貸付を行います。

	入学準備金	就職準備金
貸付対象者	県内に住所登録し、高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に入学した方	県内に住所登録し、高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関の課程を修了し、資格を取得した方
貸付額	50万円以内	20万円以内
返還の免除	養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、県内で取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事したとき	
募集の受付	随時	

※各資金とも原則として連帯保証人が必要。連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は返還の債務の履行猶予期間中は無利子。履行猶予期間経過後の利率は年1パーセント

詳しくは、岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 (TEL 019-601-7023) までお問合せください。